

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針の見直しについて（案）

平成22年6月2日「厚生労働省の研究助成等の在り方に関する省内検討会」が設置され、評価の適切性や政策への連動性、効率・適正な運営等の確保の観点等から検討が行われ、「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日厚生労働省省内検討会報告書）がとりまとめられた。これを受けて、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」について見直しを行う。

見直しのポイント

中間評価の積極的活用

- 研究開発課題の中間評価の実施時期を「3年の研究であれば2年終了時」から「毎年度」に変更。
- 中間評価結果の具体的活用例に「計画変更」を追加。

追跡評価時期の明確化

- 研究開発施策及び研究開発課題の追跡評価の時期について、「研究終了年度から3年を経過した後を目途に」行う旨明記。

重点評価項目の導入

- 研究開発課題の評価事項として、政策等への活用（公的研究としての意義）、効率的・効果的な運営の確保、国民へのわかりやすい説明・普及等の努力（事後評価のみ）を導入。

評価の効果的・効率的運営の確保

- 競争的資金による研究開発課題の評価に当たり、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、他の研究との不合理な重複がないか等について十分に確認を行う旨を明記。
- 重点的資金による研究開発課題について、事前評価の方法として、所管課等において、他の研究との不合理な重複がないよう確認する旨を記載。

段階的評価の詳細化

○配点評価の段階を「5段階等」から「5～10段階等」に変更。

国立試験研究機関等における専門的評価体制の整備

○重点的資金及び基盤的資金による研究開発課題の評価について、国立試験研究機関又は法人の評価委員会は、外部の専門的視点から評価できる体制とする旨を記載。

スケジュール

平成23年度の研究課題の事前評価から、新たな「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」による評価を導入する。